

# 衆議院農林水産委員会ニュース

平成 26. 5. 21 第 186 回国会第 15 号

5 月 21 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出第 81 号）

- ・林農林水産大臣、後藤田内閣府副大臣、江藤農林水産副大臣、小泉内閣府大臣政務官、小里農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、生活）
- ・齋藤健君外 5 名（自民、民主、維新、公明、結い、生活）から提出された附帯決議案について、鷲尾英一郎君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 中 川 郁 子君（自民）

- ・平成 26 年 4 月の寒波によるてん菜の被害状況とその対策はどのようなものか。
- ・地域団体商標制度等の既存制度と比較した場合の本法律案による地理的表示保護制度（以下「本制度」という。）の特徴はどのようなものか。
- ・予算・人員の確保や地理的表示マークの作成等、本制度の着実な定着・活用に向けた農林水産大臣の決意を伺いたい。

### 津 島 淳君（自民）

- ・ジャパン・ブランドの確立に向けた取組と、本法律案により地理的表示を保護することとの関係をどのように整理しているのか。
- ・小売・流通業者などの関連業者や消費者に対して本制度の周知徹底を図る必要があるのではないかと。
- ・他国において我が国の地名が無断で商標出願されるといった問題について、現在どのように対応しているのか。また本制度導入後はどのように対応していくのか。

### 稲 津 久君（公明）

- ・水産物の EU への輸出を促進するため、EU・HACCP の認定体制を拡充する必要があるのではないかと。
- ・豚流行性下痢（PED）のまん延防止対策をしっかりと講じるべきであり、消費・安全対策交付金の確保等が必要ではないかと。
- ・本制度の登録を受けた後の生産者団体の品質管理に係る指導・監督はどのように行っていくのか。

### 石 田 祝 稔君（公明）

- ・キウイフルーツかいよう病（Psa3 型）の発生園地における樹木の緊急伐採等に要する経費、代替園の確保及び新植に要する経費のほか、未収益期間に対する支援等、生産活動の継続性を確保するための支援制度を早急に創設すべきではないかと。
- ・キウイフルーツについては樹体共済の対象となっていないことから、早急に共済対象品目とすべきではないかと。
- ・新たな病原への対策のため、耐性品種の研究・開発や、防除等の技術を早急に確立すべきではないかと。

### 後 藤 齋君（民主）

- ・本法律案の必要性は何か。
- ・本制度の登録の対象となる農林水産物・食品について、どのようなものを想定しているのか。
- ・地域ブランドの維持を図る観点から果樹経営支援対策を充実し、同一品種への改植を助成対象にし、ぶどう・もも等の補助金単価を定額にすべきではないかと。

### 鷲 尾 英一郎君（民主）

- ・本制度において登録可能な地名の地理的範囲はどのようなものか。また、海外からの登録申請は可能であるのか。
- ・明細書と生産行程管理規程に記載される内容には公示になじまない事項もあると考えられるが、どのような対応をするつもりなのか。
- ・登録申請に当たっての合意形成に向けて支援が必要ではないかと。

### 玉 木 雄一郎君（民主）

- ・ T P P 交渉において米国と農産物の関税をゼロにしなくても構わないという合意をしているのか。
- ・ 本制度は原材料が現地で生産されたものでなくても登録されるのか。
- ・ 海外での我が国農林水産物等の模倣品の流通防止について政府としてどのような方針で取り組むつもりなのか。

### 村 上 政 俊君（維新）

- ・ 各国との自由貿易協定交渉を推進していく中で、本制度の導入は、諸外国の理解を得られるものとなっているのか。
- ・ 本制度を導入することによる効果や本制度を利用する場合のコストについてどのように考えているか。
- ・ 本制度において登録の申請から登録決定までにどの程度の期間を要すると見込んでいるのか。

### 岩 永 裕 貴君（維新）

- ・ 地域団体商標制度と本制度の使い分けについてどのように考えているのか。
- ・ 第三者機関ではなく、生産者団体が品質管理を行う仕組みにした理由は何か。
- ・ 登録の際の伝統性要件は、EUのように 30 年を目安とするのではなく、2、3年でも良いのではないか。

### 鈴 木 義 弘君（維新）

- ・ 本制度に係る地理的表示の海外における不正使用等に対し、国が責任を持って対応するのか。
- ・ 「小松菜」は本制度の保護の対象となるのか。
- ・ 明細書及び生産行程管理業務規程の公示に係る意見書の提出期間は3か月で足りるのか。

### 林 宙 紀君（結い）

- ・ 水産物については、どのように地理的条件を設定するのか。
- ・ 既に登録された名称に係る団体の追加について登録済みの団体の許可は必要なのか。
- ・ 商標法に比べ本制度の方が排他性は弱い、罰則は厳しいと感じるが、その理由は何か。

### 畑 浩 治君（生活）

- ・ 外国の主体が日本の登録産品について外国で模倣した場合どのように取り締まるのか。
- ・ EUの制度のように二段階の制度を作る必要があるのではないか。また、登録産品の原材料が外国産では農業振興につながらないのではないか。
- ・ 取締りの運用主体を地方公共団体としなかった理由は何か。